

第1回社会的養育推進計画策定検討部会議事録

○日 時：令和5年8月17日（木） 14:30～16:00

○会 場：はぐくみかん5階・会議室4

○出席委員（50音順、敬称略）：

岸川洋治、澁谷昌史、谷英明、仲嶋久義、原田修二、村田陽子、吉田尚子

○事務局：

（こども家庭支援センター）櫻木センター長

（こども家庭支援課）山田課長、渡邊係長、高橋係長、鈴木主査、矢野、古澤

（児童相談課）深井課長、綿引課長補佐、長谷川課長補佐、栗野主査

（地域健康課）小林課長補佐

○議事内容

≪ 1 開会 ≫

（1）児童福祉審議会での本検討部会の設置及び部会細則の承認について

本検討部会の設置、委員の選任及び検討部会細則について、6月15日開催の児童福祉審議会で承認を得たことを報告

（2）定足数報告

全委員出席のため、本検討部会は成立していることを報告

（3）傍聴人報告

「横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領」にもとづき、定員内の1人の傍聴であることを報告

≪ 2 辞令交付 ≫

（1）新規委員辞令交付

本検討部会の設置にあたり、仲嶋委員が新たに児童福祉審議会委員として着任
こども家庭支援センター長から辞令交付

（2）こども家庭支援センター長挨拶

（3）委員紹介

（4）事務局職員紹介

（5）資料の確認

《 3 議事 》

(1) 部会長の選出及び副部会長の指名について

①部会長選出

「社会的養育推進計画策定検討部会細則」第3条の2に基づき、互選により澁谷委員を部会長に選出した。

②副部会長指名

同部会細則に基づき、澁谷部会長が村田委員を副部会長に指名した。

(2) 横須賀市社会的養育推進計画について

(3) 横須賀市社会的養育推進計画進行管理について

事務局から、現行の横須賀市社会的養育推進計画（中期計画）の見直し期間、概要（資料3及び資料4）の説明とあわせて、現行の計画（中期計画）に沿った取り組み（資料5）の説明を行った後、意見交換や質疑応答を行った。

＜谷委員＞

これは中期計画の取り組みで、今後も継続されていくと考えてよろしいか。国や他の自治体も新しい政策を取り入れている。例えば、実親との親子関係再構築に里親の参加が新しく提案されている。これは静岡市ではだいぶ前から行われている。親子関係再構築の事業は資料5（横須賀市社会的養育推進計画進行管理表（令和2～4年度実績））15ページの3番にあるが、内容的に不十分である。

また、里親委託率を上げるというのは単にポスターを掲示したり、フォーラムをやるのではなく、根本的なものを考えるべき。福岡市では、25%だった里親率を57%に引き上げた。その里親率を上げる政策として、実親子の家族維持と再構築、親族里親と特別養子縁組の推進を積極的に実施したことによって、施設の入所者数を減らした。

里親家庭やファミリーホームの子どもの人数を増やすことで里親委託率を上げるのではなく、分母になる施設を含めた委託する子どもの数を減らすことで改善する。

資料5（横須賀市社会的養育推進計画進行管理表（令和2～4年度実績））の14ページの(2)で新規と書いてあるが、実際は新規ではなくて、単に分離した事業という程度でしかない。

2点目だが、評価や実績の書き方で、資料5（横須賀市社会的養育推進計画進行管理表（令和2～4年度実績））の20ページの表で、令和2年から4年まで全く同じ書き方である。例えば精神科医の配置をしたことによってどういう効果があったのかなど、書くべきものは実績と分析、そして課題である。実績を出しそれを分析して、また課題としてどういうものがあるかを書くべきである。

また、今問題になっているケアリーバーは、18歳の壁とも言われるが、18歳で施設

から出ても自立できず、どこに行ってもいいかわからないような状況の中で、児童相談所は新規事業として自立支援コーディネーターを配置し、22歳まで措置延長で対応するが、23歳以降の自立支援をどのようにするのか検討していただきたい。

もう一つ、ヤングケアラーの対応というのがある。この検討部会ではないのかもしれないが、それに対応する事業も打ち出したらどうか。

<澁谷部会長>

少し整理させていただきたい。できるだけ全委員からご意見いただきたい。ケアリーバーとかヤングケアラーとか、あるいは社会的養護その他、親族里親の活用とか養子縁組とかいうのはおそらく次回以降も出てくるかと思うので、キーワードを出していただいたというふうに今回は整理させていただければと思う。

この実績評価の中では、課題がクリアになっていないことや、次の5年はどんな計画を立てるつもりなのかというところは、この検討部会の中でクリアにしておかなければいけないことだと思う。その点について、後期計画に移っていく上で、この中期計画をそのままそっくりそのまま引き継ぐつもりなのか。あるいは事務局としてはこの計画検討に当たり検討部会に対して、こういうふうに変えていきたいのでこういうところをご議論いただきたいというような意図があれば、補足説明をいただきたい。

<事務局：こども家庭支援課長>

中期計画の中に示しているものは、当然中期計画で終わらせるわけではなく、後期計画へと繋げて行きたい。今後都道府県の社会的養育推進計画の策定要領が出されるので、そちらの中身も見ながらやっていく。ヤングケアラーやケアリーバーも計画の方に載せていく形になると思われる。

<澁谷部会長>

法改正もあり、他自治体の動向もあるので、そっくりそのままやるというよりは策定要領を参照しながら、これは新しい事業として追加していこうとか、この目標値は見直していこうとか、この委員会の議論を踏まえて事務局で検討するというので、ぜひ変えていくところは積極的に意見をお出しいただきたいと思う。

また実績については、ご指摘にあったとおり、本来は分析して何がどう変わったのか、どういうところが前進してどんなところに課題があるのかというところまで、事務局として見解を示していただきたい。示していただければ、委員会の中でも、議事録に残して検討していければと思う。

<谷委員>

金沢市や明石市など他の中核市や県の推進計画も参考にしながら作っていただき

い。

<原田委員>

3年間の実績が書かれているが、前期と中期ではどこがどう変わり、中期計画を経て実際にどのような養育の部分が変わってきたのか。

<事務局：こども家庭支援課長>

一番大きなところは施設養育から家庭的養育へ、というところ。また、里親への委託数など、新しい社会的養育ビジョンに盛り込まれたところを新たに追加した。

<澁谷部会長>

国からも目標値を設定して盛り込むよう言われるだろう。5年後にその目標値を達成したかどうか見えるようにしていく必要がある。横須賀市独自でこのような指標を入れるというのがあれば入れてもよいと思う。

<岸川委員>

前回の委員会の時に谷委員がいくつか提案をした中で、市役所のホームページに里親のことをきちんと入れてほしいということがあった。それは今実現しているのか。

<事務局：こども家庭支援課長>

里親と検索すると犬猫が出てくるがそれでは困る、ということだったと思う。これについてはホームページ上により詳しく示している形になっている。

<岸川委員>

地域のことに関心があるが、この推進計画の資料4（横須賀市社会的養育推進計画）のP21は子どもたちだけでなく、いろいろなものを含め、高齢者などのことも入れられないか。行政の壁があるかもしれないが、高齢者の仕事をしている人に対しても、児童虐待のことは関心はあるだろうし、情報を伝えて総合的に取り組んでいけるのではないかと思う。

また、資料5（横須賀市社会的養育推進計画進行管理表（令和2～4年度実績））の書き方も工夫が必要であり、それぞれの項目の課題は何か書かれないと、ここでも議論が難しい。

<澁谷部会長>

課題については議論中で出てきたものは取り上げるとして、積極的に出していきたい。ホームページは公開しているがどういうところに効果があるのか、課題はどこか、

など出していただきたい。地域の中での取り組み、障害者、高齢者など、様々な分野の連携協力、橋渡しなどは事務局の中で考えはあるか。

<事務局：こども家庭支援課長>

各セッションでのつながりの部分では難しいところもあるが、子どもに関する世帯の情報はそれぞれやり取りはされており、やるべきところはやれていると思っている。今後も各部局等とのつながりは重要視していく。

<澁谷部会長>

本検討部会でどこまで扱うかというのはあるが、社会福祉全体では地域共生社会ということで、重層的な体制整備として、高齢者や障害者の支援など、できるだけ分けないで一体的に考えるところがあり、それをできるだけ地域の住民に近いところで展開しようという動きになっている。

子どもの問題だけ切り離されていくと気づかれないとか、気づいたとしても適切などころにつながらないことは課題としてある。精査しながら次の5年間でテコ入れできる場所があれば、形にしていきたい。

<谷委員>

後期計画を作成する場合は関係者にヒアリングしたほうがよい。里親会、施設管理者、民生委員、保健師など、かかわりのある人にヒアリングを実施したうえで後期に向けての提案をしてほしい。

<澁谷部会長>

進行管理の中で検討していただけるとよい。

社会的養護の立場で、乳児院の観点からどうか。

<仲嶋委員>

後期のところを検討していく中で、対象の方は少ないかもしれないが、障害児でも社会的養護の立場にある子どもがいて、スムーズにいかないところがある。中核市で可能性を広く持った市だと思うので、自前で全部持たなくていいが、うまく連携して子どもが生活する場をきちんと整備できるとよい。また、心理治療施設の定員の枠組みが難しいが、どうクリアしていけるか。

<澁谷部会長>

障害児の部分は抜けている部分になる。策定要領を見なければいけないが、障害のある子どもたちが横須賀市の中の社会的養護と教育ではどういう生活をしているのか把

握していく必要がある、というご意見である。

社会資源についても既存の資源だけでやっていくのか、それとも増強も含め計画に入れていかないとけないか、というところも視野に入れていく。このことは項目から外れているが、今後検討していくうえで大事な観点である。

地域の中で、課題として見えているものはあるか。

<吉田委員>

主任児童委員になって13年目だが、なってみるまで何をしているのかわからなかった。同時に世の中で児童福祉のことを専門にしている人がいることがなかなか理解されない状況がある。民生委員は高齢者や大人を対象にしている。子どものことは保護者と学校に任せ、個々の家庭に入りにくい。シングルで子どもを育てている人もいるが、地域の中で相談しにくい状況がある。社会福祉協議会が各地区にあり、そこで児童福祉部会というものがあって小中学校の子どもと接する機会があるが、そういうところに参加してくるのは健全な普通の父母がほとんど。本当はシングルで子育てしている家などに日帰りでも旅行をする機会を作ったり、遊びの機会を設けていくところが児童福祉部会の行事としてもあったが、そういうところの予算が削られることがある。また、一人で子どもを育てていることを言いたくないなど、どういう立場で子育てをしているのかが見えにくいところがある。問題が起きて児童相談所に通告するのは最後の手段だが、狭間でいる人の状況がつかみにくい。

不登校やひきこもりが問題になっているが、小学校に入ると、母のひきこもりがみられ、あまり人とかかわりを持ちたくない、という親の問題が出てきている。子どもは大人のかかわり方で良くも悪くもなる。不登校の子がいたとしても、博物館や図書館に通ったりして、元の学校に行けて進路が決まるケースもあるが、そこに至るまでの道筋が難しい。手が入れたくても入れられない状況がある。昔のように地域で育てることが少なくなっているということを感じる。児童福祉部会で聞いたが、登下校の見守りを3割くらいの町内会のかかわりでやっている。やっているところはさかんにやっている、そうでないところは子育てしている人がやればいい、となっている。それに対して高齢者のことはこれから大変だから、一生懸命やっという動きに見える。

<澁谷部会長>

実際に主任児童委員が地域で活動する中で、孤立しがちだがなかなかかわりを持っていないところがあり、この計画でいうと虐待の発生予防と関連しているところだと思う。地域の人たちとの連携がまだ足りていない。市町村子ども計画については、子ども・子育て分科会でたてると思うが、分科会のほうでしっかり取り上げて検討していけるとよい。

<村田副会長>

社会的養育ということで、里親登録を増やすのももちろんしていただきたいが、里親になる方がどういう目的でやられているのか。里親による虐待や不適切養育が耳に入ってくるので、登録の段階で調べる際に何をどこまで調査するのが課題。里親に委託した場合、どのくらい費用が払われるのか。そういうのを目的として受ける人が関わってこないような方策がないか。

里親制度は充実していったほしいが、一般的に、教育者や施設職員が何の目的でその職に就いたのか、疑われることがある。犯罪被害者などのかかわりにおいて、性的ないたづらをするためにそういう職に就いた人たちも中にはいる。前歴がある人たちは共有するなどの動きが出てきているが、子どもにかかわる人たちがどういうことを目的にしているのか調べる方策があるとよい。

<谷委員>

虐待については厚生労働省のほうで数字が出ている。被措置児童等で事実認定された虐待件数のうち、里親家庭は全体の2割弱である。里親会に入っている人たちは恵まれない子どもたちを育てたいと思う人がほとんどである。

また、生活の糧にするためにと考える人もいるが、事前の面接や家庭調査、収入調査がされてそこでまずはじかれるので、収入目的で里親になる人はまずいない。里親手当は国の基準で9万円、それと合わせた教育や生活支援で大体合計15万円くらいもらって生活している。しかし実際は被服費などオーバーしているのが現状である。

<澁谷部会長>

里親養育の推進について、委託率が出てきていて、話題になってきている。質をどのようするか、掘り下げていくことが必要。職員の質の問題もある。どの自治体においても里親だけでなく、施設職員についても、いい人材が整わないと、新しいことをやろうとしてもなかなか進まないというところがあるため、具体的にどうしていくのかというのは大事な課題として残っている。

課題と進捗状況の管理について、資料では十分見えてこないことがあるので、適宜議論にあわせて情報提供をお願いしたい。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたい。

<こども家庭支援課係長>

資料6（社会的養育推進計画策定スケジュール）について説明する。本部検討部会は2年をかけて合計7回開催する予定。

計画の策定については秋頃に示されると言われている国からの方針を踏まえて、また改めて検討する必要がある。このことによってスケジュール等に変更が生じる場合があ

る。

また前回と同様に、児童養護施設や里親などで生活している児童を対象としたアンケートも実施する予定であり、今後はその実施方針などについてもご協議いただきたい。

<澁谷部会長>

ヒアリングなどがないと、このメンバーだけで課題が見えているのかというところからわからないので、スケジュールの中で調整していただきたい。アンケートの内容についてご意見ご質問はあるか。

<谷委員>

里親へのアンケートはしないのか。

<こども家庭支援課係長>

前回はしていないが、この検討部会で必要と認められれば検討する。

<澁谷部会長>

関係者が複数いる場である。里親会と連携されていることは報告されているが、行政では気づきにくいところは、会議の場で具体的に検討する場として設定してほしい。

<こども家庭支援課係長>

さきほど谷委員から、関係者から意見を集めるということが出たが、いつ実施するかなど、タイミングは部会長とご相談の上、前向きに検討したい。

<村田副部会長>

今まではなかった、こどもの意見表明について、いろんな自治体で子どもの意見を聞く人を育てるということがあり、秋の策定要領に盛り込まれるのではないか。

<澁谷部会長>

一時保護所の中で子ども会議をやるということがあったが、具体的に出ている子どもの要望や、一時保護所の運営の変化などがあれば聞きたい。一時保護改革の部分でできる限り見ていかなければいけない部分。そのあたりのデータなどもあれば手元でも構わないので整理しておいてほしい。

<谷委員>

弁護士である副部会長にお聞きしたい。この前の児童福祉法改正で司法の関与が規定されたが、その後どう変わったか教えてほしい。

<村田副部長>

一時保護を保護者の同意なくすることについて、司法の関与が増えるのかどうかがある。児福法 28 条承認のところは大きく改正はない。司法の関与が増える対応ということでは、弁護士の立場からは、個人情報の保護の例外として、子どもを守るために関係機関が情報共有をしてもらいたい。裁判所が関わるとなると証拠がすべてとなる。

(4) 検討部会の今後のスケジュールについて

事務局から、検討部会の今後のスケジュール予定(資料6)について説明を行った後、意見交換や質疑応答を行った。

<澁谷部長>

スケジュールのところでは質問がないようであれば、議事は以上となる。事務局にお返しする。

《 4 閉会 》

<こども家庭支援課課長>

第2回検討部会の開催は11月を予定。詳細な日時は、追って開催通知でご案内する。

*この議事録は、委員等の発言を事務局において要点筆記したものです。

以上